



平成29年11月20日発信

報道関係者 各位

飯山市井出川山腹崩落災害に係る避難勧告の解除について

5月19日（金）の早朝、飯山市の大字照岡字大どう地籍で発生した山腹崩落により、現在、4世帯14人に対して、避難勧告を発令しておりましたが、下記のとおり、解除しました。

なお、避難勧告の解除後においても、引き続き、国や県と連携し災害現場の監視を行い、状況の変化に応じて避難勧告の必要性を検討します。

また、災害対策本部は警戒本部へ切り替え、現地本部は廃止しました。

記

<避難勧告の解除について>

- 解除日時 H29.11.20 09:30
- 避難勧告解除の対象世帯数及び人数 4世帯14人 ※本災害に係る避難情報は全て解除
- 避難勧告解除の理由
 - ・10月の台風21号、22号の降雨においても、大規模な土石流発生は認められず、下流地域に大きな影響がなかった。
 - ・今後、冬期間に入り大雨のおそれなくなる。

<冬期間の体制>

- 監視体制
 - ・監視センサーやカメラにおいて、災害現場の変化が生じた際は、避難勧告の必要性を検討する。
 - ・住民が、河川の濁り等、いつもと違っているような状況を発見した場合は、飯山市や建設事務所に連絡していただく。
- 避難所
避難解除の見直しに備え、現在の桑名川住宅は引き続き確保しておく。

<融雪期の対応>

- 監視体制
監視センサーやカメラ等の監視や、現場における気温及び適宜ドローン調査など総合的に判断し、避難勧告の必要性を検討する。

<担当課>

飯山市 総務部 危機管理防災課
(課長) 小野澤 清登 (担当者) 篠原 秀和
住所：飯山市大字飯山1110-1
電話：0269-62-3111(代)
Fax：0269-62-5990
電子メール：kikikanri@city.iiyama.nagano.jp